

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

B

問題
提起
OK
で90

第1 公職選挙法44条(以下、法)49条及び同法59条の2に於ては、(身体障害者の内、1級若しくは2級の身体障害者)に限り、郵便等による不在者投票を認めようとし、Aが選挙権を行使する自由を侵害し、憲法(以下省略)15条1項及び同法44条に於ては、選挙権の行使を保障する。1 15条1項及び同法44条に於ては、国政選挙において、公職選挙法の規定を遵守する権利及び選挙権を国民に保障しようとし、同法32条に於ては、公職選挙の選挙において、成年者及び普通選挙、すなわち、各自の身分に在るべき選挙権が保障されることとしている。以上、上記の趣旨を、自由と公正な投票の確保とするべく、どのような者にも1票が等しくなるべき平等選挙の原則を、当然に全ての者に認めようとする(44条但書)としている。

2 本件に、Aは、3級の身体障害者である。従って、1級若しくは2級の身体障害者に限り、郵便等による不在者投票を認めようとし、法49条2項及び同法59条の2に於ては、郵便等による不在者投票を認めようとした。

この結果、Aは、直前の国政選挙において、投票を拒否せざるを得なかった。

3 以上より、Aは、法49条2項及び同法59条の2に於ては、選挙権を行使する自由を制約を受けることになる。3(1)在席投票制度廃止が憲法に否かが争われた最高裁判所の判例により、国民の権利(1条)の原則に基づき、選挙権は、国民の基本的権利である。その一として、自由を妨げない限り制約があるべきである。3(2)これにより、選挙権は、全ての国民が、選挙人として

「身体障害者」
「身体障害者」
の言葉は統一
して使った。

選挙権の
重要性に
対して整理
してあげて
います。
これらに加え、
いかに投票する
ことが重要か
(国政の参画)
という点も
ふまけてお
きました。
(2頁の(3)P2に
記載しては
内容と表裏が
あつたかと思ひます)

13

1 ページ

裏面へ

公務員の選定に關する公務員法の性質を有する
解する考に在る。

⑤
この考に在るは、国会の立法裁量に於て、選挙
権は、必要かつ合理的な制限をするに於て認めら
る(44条1項)。

13)ア以上の外、他見では、物依りと同様に、選挙権は、
国民の権利であると解する。

10
お世ならは、国民権(1条)に基き、民主政(43条
1項、93条1項)に於て、選挙権は、国民が、政治
においての意見を表明する重要な権利であると考
えるべきだからである。

15
イ 一方、~~本件では~~、法49条2項及び同法施行令59条
の2によれば、3級の者は、一切郵便等による不在
者投票の適用が受けられず、選挙当日の投票にせよ
期日前投票にせよ、投票所での投票しか許されな
いことになる。

20
又、若くは、若いなどの若い地域に住んでいて、自力歩
行で長距離移動が困難な車椅子生活者であ
りながら、3級の身体障害者である人等、1級及び
2級以外の者が、国政選挙において投票を一切出
念せざるを得ないような事態が頻りに起ることに
なる。

25
又、法49条2項及び同法施行令59条の2は、1級
及び2級以外の者の選挙権を強い態様で制限
している。

30
以上より、法49条2項及び同法施行令59条の2に
よる第1級及び2級以外の者の選挙権の制限
が、制約が、必要不可欠な目的に基き、必要
その目的達成のために必要最小限度にすぎない
ことと認めなければ、15条1項、32条、及び44条

good

Aの具体的な
事情と前提
として、材料に
即ち分析
を適切に行っている
と思われる。

⑤

以上の整理
からの審査基準
の定数として入
にできている。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

但書に反し、違憲と認るも解する。

工印)まお、法49条2項及び同法施行令第59条の2が、郵便等による不在者投票を、1級及び2級の者に限定している趣意は、選挙の公正の確保のために、主として、投票場所での投票を促す点にあると解する。

その意味で、当該制限の目的は、金銭的公費に関するものであるとはいえず、必要不可欠なものといえる。

(イ) 一方、当該目的を達成するための手段として、郵便等による不在者投票を1級及び2級の者に限定することが、必要最小限度といえるか。

目的達成のために必要最小限度といえるかは、否か、他により制限のほかに代替手段が認められ、当該手段が不適当、その手段以外に、目的の達成というも解する。

「歩行が困難」という点については、

(ウ) 本件の場合、予1級及び2級という等級に限らず、歩行が困難な者に認められることが主として、金銭的に、郵便等による不在者投票を認めないという、より制限のほかに手段をとることは、目的である選挙の公正を害することを防止するという目的は一切阻害されない。

一方、仮に、現状の予、1級及び2級以外の等級の者に郵便等による不在者投票を認めず、投票場所での投票しか認めない場合には、1級及び2級以外の者の多くが、一切、選挙権を行使できず、憲法第14条の制限を受けることになるに、不合理である。

ためにもいかに
いうことは考え
余りある。例
例は「他には
者があらず」
いうものは
加えるより
是れが程度
とい換へか
でよかと思はる

3 ページ

裏面へ

(2) 今更、本件は、法49条2項及び施行令59条の2は、目的達成のための手段として、必要最小限度とはいえない。

第2 又、本件は、49条2項及び同法施行令59条の2は、~~1条及び2条以外の条にあり~~ 15条、32条及び44条但書に反し、違憲である。

以上より、本件は、法49条2項及び同法施行令59条の2は、~~法Aの違憲性が制限条項に付違憲である~~

以上

全件にて、非常に丁寧に整理され、順を追って通読に検討されている点に感服。

一点、問題文にあり「判例との比較」について、の考察が、ややあついていた点や、惜しいところでした。

判例と今回の判例の違いと、制限の範囲が異なる点がありまふ。

この点を考慮し、もう一度検討してみたい。

中野

今回は、
現行法の
違憲の有無

を問われている
ことから、今回の
結論の記載は
不要です。

(15)

38

科目名	区分	学籍番号(在学时)	氏名
憲法			

1. 問題の所在 (以下、引用文は憲法)

→ 本件Aは、身体障害者手帳3級の障害を抱えていると、公的選挙法に基き、2項を基に、政令59条の2により、郵便投票による不在者投票を行うことが制限されている。

もっとも、Aは投票所に向うことにより、投票が可能となるため、選挙権(15条1項、3項)の行使は制限されていないと主張する。

2. 憲法上の権利としての保障並みに検討

(1) 国民主権原理(前文(段、1条)の下、選挙権の行使に間接的に関与することと認められ、「国民国家の原則」(15条1項)とあり、議院制、民主主義の根幹に関わる重要な権利である。このことが公的選挙権の重要性を踏まえると、投票権会投票方法の選択をも15条1項の保障されると解するのが妥当である。

(2) 令59条の2は、身体障害者手帳に記述のある障害者の障害を1級、2級に限定している。

1級、2級、3級の差異は形式的にのみあり、その生活環境により、2、3級の者も、1、2級に匹敵する程度の高度の投票所に向うことが支障をきたす場合もある。

このような3級も不在者投票が認められることは、選挙権を剝奪することに等しい強直な制約であるといえる。

具体的検討

本件Aは、毎年の障害の程度が変動し

この点については、採り方の観点、2つあり、1つは、問題意識として、憲法上の権利にどう関与しているか、という点。

選挙権の権利の行使の自由の保障の観点から、このように考える。

指すところ。

により歩行の困難を主訴を呈せ
る。

Aは、100メートル以内の歩行が難しく、
外では車椅子を使用し、その介助者は80歳
という高齢の母親である。しかし、
母親が介助することや困難に
A自身で投票場所に行くことが著しく困難
に陥る状態にあるといえる。

また、Aの自宅は起伏の多い地域に建
てあり、母親の高齢を踏まえれば、外出自体
も困難である。よって、このような急勾配の坂道
では、代替手段である電動車椅子の操作も
容易ではないため、自力で投票に行くことが
できない。

さらに、本件選挙当Aの投票所は、朝日
投票所も朝陽寺の敷地内を約300メートル
と長い距離を歩行しなければならない場所
に設置されたため、~~物理的~~現実的に行くことが
困難な状態にあるといえる。

～ 前号/アーン自26行目に押入
る、高度適合性新設計組

(1) ~~高度適合性新設計組~~ もっとも、選挙制度は立法府
の、(44条本文、47条)、制度設計なくして
実現不可能であることは明かである。

(2) しかし、2(1)、(2)で述べた通りの理由から、
投票所への確保、投票のしやすさ、投票の
しやすさを確保する必要がある。

(3) そこで、~~選挙制度を~~ かつ、制度設計を
なしとせられ、選挙の公正を担保すること
が事実上不可能な場合には、困難な場合に

本件
見解の相違
について
指摘している
と思います。

⑤

おと府にある
選挙がある
と指摘されて
おられる。

規範下20kで

⑮

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

評価(ABCD)

— 27-2' ② 20行目に入 —

3 屯の正数に毛カカワラズ、今更59条2号

理由の説明
が不足だと
感じたり。

在者数と現員26名、^{あり、}^{毎週2回差込み授業で進捗はいい。}^{そうすけ}

[illegible]

5-2. 今 59 条の 2 款、15 条 / 項、3 款に反し、

5. 考之3 孔子反論

比較的的確
に述べた通り

15

本件は、投票の割合が卓上より2割、団体

但是，嚴格判斷是不必要的。

要約に行くことが出来ず、困難に直面

一律に強引すること、立法府は伊達に

防止すべき水の必要最小限度の制限に

ページ

裏面へ

6. 意見と結論

(1) 上レカに 選挙区画を立法裁量があり、本件Aは授受する余地は認められ、以上、たとえ選挙区画そのものを授受するものではない。

5 (2) しかし、~~個~~ 形式的に分類分けすること加算であるとしても、個別事情によつて、授受すること加算となる者が生じることの否定はできない。

10 このような個別事情の無いよう選挙区画が事実上制限される状態を認めることは、議院の民意を尊重の原則を損なうことといわなければならない。そこで、本件の場合も判例の附随的決定と解する。

15 ~~これを所収にする必要はない。~~
~~選挙区画は、~~ 今59条の2で「対象者以外では困難な授受が困難となる者を含む」という例外規定を認めるべきと考える。

20 もともと、無制限に認めれば、選挙区画の危険も顕在化することは否定できないため、形式的に1:2派と3派を区別すること^{選挙の公平性}は合理的措置といふ合理性を有すると考える。

(3) したがって、今59条の2そのものの合憲性^{合憲}とまではいえないが、上述立法措置を講ずる必要があるというべきである。

7. 結論

25 なお、~~選挙区画~~ 次問は法令違憲の問題として論じれば、今59条の2を形式的に適用することの可否はつづつて適用違憲の問題と考えるべきである。Aに適用する~~こと~~は、この~~違憲性~~が違憲であると構成できると考える。

判例の
違憲性
（上）
検討が
必要
と
も
い
え
る
。

15

例外的な
立法措置
を
有
す
る
義
務
が
あ
る
と
し、
違
憲
に
な
ら
な
い
か？

60

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

判例の比較や、事実分析 ^{高等司法研究科} としてもよいと見られる

結論部分がないままになっているのは、主として「あか」といって終りまじの中野

これは不要です

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

A

1 公職選挙法施行令(以下「現行法」)は、身障者の選挙権を不当に制限するものとして、15条1項に反し違憲でないか問題となる。

問題提起
OK

(1) 憲法15条1項は、公務員の選定を国民固有の権利として保障している。国

(3) 選挙により、国民の代表者を決定することは、代表民主制において、不可欠な要素となる。である。国民自らが、国民の権利義務を形成する立法機関の選出を担ふことは、自らの政治的意思を国に反映し、立法に反映し、自己を自己統治する。自己統治によって、重要な役割を果たす。

権利の重要性
をいかに保障
しているか。

15

かりに、~~公~~選挙権の制限を恣意的に行なうこととなれば、少数者のみは、立法に代表者を選出することができず、多数派による少数者の人権侵害が可能となり、民主主義が有効に機能しない。

したがって、選挙権の保障は極めて重要な権利であり強く保障される。

(2) 現行法は、一定の条件に該当する障害者にしか郵便での投票を認めておらず、対象に該当しない障害者で、投票所に行くことが困難な障害者の選挙権を制約しているといえる。

3
ポイントとして
この現
定の趣旨として
立法府に一定の
裁量があること
について、いかに
いるとみられる。

(4) 憲法44条^{1項}は、選挙人の資格は、法律で定めると規定しているが、よって選挙権の重要性からすると、~~公~~選挙権の制約が許容されるのは、選挙権を制限することなしには、公正な選挙の確保が困難といえる例外的な場合に限る

1 ページ

裏面へ

れると解する。

2 この点についての判例として、在外日本人の選挙権行使が比較として考えられる。

5 在外日本人の郵便投票が認められなかった事案において、判例は、上記基準に該当しないとして、立法不作为を違法と判断している。

10 (1) 本件では、障害者は海外に居住しているわけではないため、物理的に、投票が不可能ない。？
300メートル程度の距離であれば、介助タクシー等
のタクシー等で投票することも可能であり、
判例とは事案が異なるとも思える。

15 (2) しかし、投票は原則何の障害もなく自由に行うことができるべきである。介助タクシー等による負担を理由に投票に行くことを締めつける可能性
がある以上、海外在中により投票が困難である場合と、別に考える必要はないと解する。
そこで、選挙の公正を確保するため、郵便投票

を認めないことが、不可欠といえるか検討する。

20 (1) 郵便投票を認めると、郵便事情等により、投票も
得票数に到着が遅れたときに、得票数にかえ
かという困難な問題が生ずる。とくに、当選が
僅かな差で決まった場合、到着時期
がわずかに遅れた票をどのように扱うか困難
な問題が生ずる。

25 イ また、郵便投票は、直接投票場で投票する
場合に比べ、投かん、集配、区分け、配票
という作業を伴うため、いずれかのプロセスで
不正が行われる恐れが大きいといえる。

30 ウ 以上からすると、投票は、原則として直接行
うことが望ましく、必要以上に郵便投票を認

比較の視点は正しいが、判例はどのような状況下のもので、本件とどう違うのか、その点について記載されていないので、やや誤りがある。

比較の上での見方はOKです。

10

なぜ郵便投票を認めるべきかについての考察は非常に的確。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

めるべきではないということかである。

(2) 確かに、海外在中華と異なり、^{Aのような障害者は、}一定の負担をすれば、投票できることからすると、^{その負担は1年間で}よさ理由から、郵便でなく、直接投票をすべきともいえる。

また、Aのような支障で、郵便投票を認めてしまうと、今後郵便投票が拡大し、上記弊害のおそれが大きくなり、公正な選挙が確保できなくなるともいえる。

(3) しかし、選挙は、自由に行なわれることが民主主義にとって極めて重要な要素となるのであるから、^{郵便による}選挙被害が生ずるおそれがないという事情が必要と解する。

(4) 郵便投票を認めるにあたり、^{その期間}と、投票日から相当日数余裕をもつて、予定しておけば、到着日時で争いが生ずるおそれは、相当程度防ぐことはできる。

また、郵便投票については封かんや記載方法等と厳格なものをし、その管理を徹底することにより、郵便の^{中で}不正が行われ、危険性を防止することは可能である。

ら、対象者が無制限となる点についても、個別事情を^の申告に密着する方法を取れば、必要に応じて、認めることができるため、^{おそれ限定して}無対応することは可能である。

4 以上からすると、郵便等による不在者投票が認められる者と、身体障害を持つ者のうち、軽障害

Aの国別の事情による
投票権の
行使も
その選挙の
可能性が高い
こと、
不正の対策が
可能であること
の両方に着目
してよい
と思う。

3 ページ
裏面へ

の程度が1級若しくは2級とされており限定してい
る現行法は、その他、上記に類する者等と認めて
いない点で、~~法律~~その他上記に類する障害を有す
る障害者の選挙権を不当に制約するものと~~して~~
した^{15条}1項に反し違憲である。

20

48

以上 ~~以上~~
判例との対比や事実の指示、分析 ~~以上~~ 2とも
子で示していると思われ。
また、不正の可成り生とそれに対する対策の指摘
はとも子だったため。2の調子が元自強の下に
は野

15

20

25

30

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。